

半田市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第57条の2に規定する高額療養費の支給申請において、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第27条の17の規定により、国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化（以下「簡素化」という。）を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 簡素化の対象は、高額療養費に係る療養のあった月の初日において、国民健康保険法上の世帯主及び当該世帯主の世帯に属する被保険者とし、当該簡素化は、本条に定める世帯主が次条により行うものとする。

(手続)

第3条 前条に規定する対象世帯の世帯主から高額療養費支給申請書及び高額療養費支給申請手続簡素化申請書（様式第1）の提出があった場合、翌月以降の高額療養費支給申請書の提出を省略することができる。

(支給決定)

第4条 前条の規定による手続後、当該世帯に高額療養費の支給に該当する月があるときは、当該月ごとに高額療養費の支給決定を行うものとする。

(簡素化の停止)

第5条 第3条の規定によらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、簡素化を停止することができる。

- (1) 第2条に規定する要件を満たさなくなった場合
- (2) 世帯主の変更があった場合
- (3) 指定した金融機関の口座に支払いができなかった場合
- (4) 支給決定にあたり、支給すべき額を確認するため領収等の確認が必要となった場合
- (5) 申請書の内容に偽りその他不正があった場合
- (6) 世帯主より、簡素化の解除の申出があった場合
- (7) 国民健康保険税に滞納がある場合
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、市が必要と認める場合

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

証番号	
世帯主氏名	

高額療養費振込口座 (世帯主又は同世帯の者に限る) ※解除時は記入不要

金融機関名		支店名			口座番号
	銀行 信金 農協		本店 支店	普通 当座	
ゆうちょ銀行		記号 (5桁) - 番号 (8桁)			-
口座名義人	フリガナ				
	氏名				

申請内容 ※該当する項目の□にチェックを入れてください。

簡素化開始 以下のすべてに同意し、高額療養費支給申請手続の簡素化を申請します。

- 今後、高額療養費が発生した際は上記の振込口座に振り込むこと。
ただし、下記のいずれかに該当した場合、自動振込から申請制に戻ること。
 - ・対象世帯の要件を満たさなくなった場合
 - ・申請書の内容に偽りその他不正があった場合
 - ・世帯主の変更があった場合
 - ・国民健康保険税に滞納がある場合
 - ・指定した振込口座に支払いができなかった場合
 - ・その他、市が必要と認める場合
- 医療費の一部負担額の支払状況について、市が世帯主に領収書等を照会する場合があること。
- 医療費の一部負担額を支払っていなかった場合は、支給済みの額を返還すること。
- 再審査等で医療費が減額された場合は、支給済みの額を返還すること。
- 振込口座の変更又は簡素化の解除を希望する場合は、必ず届け出ること。

振込口座変更 振込口座の変更を申請します。

簡素化解除 高額療養費支給申請手続の簡素化の解除を申請します。

半田市長 殿

令和 年 月 日

世帯主 住所

氏名

電話番号

個人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

住民基本台帳等で世帯主等の個人番号を確認することに同意します。